

切 抜

# 平成 20 年度 起 工 設 計 書

工事担当部課名	備 前 市 役 所 上 下 水 道 部 水 道 課
工 事 名	不良配水管改良工事 ( 友延地区 )
事 業 名	
位 置	備 前 市 友 延 地 内

工事番号			起 工 理 由	
工 事 概 要			起 工 理 由	
設計概要 施工延長 L= 71 m				
(本設)				
配水管				
HIVP(RR) 50 L= 71 m				
給水管				
13 × 2戸				
廃止施設				
ACP 125 × 220m				

工種	名 称	形 状 寸 法	単 位				摘 要
				数 量	単 価	金 額	
	直接工事費		式	1	円	円	
	共通仮設費						
	運 搬 費		式	1			ハック材 0.10m <sup>3</sup> +0.35m <sup>3</sup>
	準 備 費		式	1			
	技術管理費		式	1			通水試験工含む 150m
	営繕損料		式	1			
	労務者輸送費		式	1			
	安 全 費		式	1			
	交通安全費		式	1			誘導員A 誘導員B 20人
	共通仮設費計						

工種	名 称	形状寸法	単位				摘 要
				数 量	単 価	金 額	
	純工事費				円	円	
	現場管理費		式	1			
	工事原価						
	一般管理費		式	1			
	工事価格						
	消費税相当額 請負工事費		式	1			







# 明細書

( 第1号 )

材料費 (配水管)

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
(配水管)						
水道用ゴム輪形耐衝撃性硬質塩化ビニル管 呼び径50*5m (直管用)	本	14				
耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HI) 50A 定尺4m (切管用)	本	1				
離脱防止継手(塩化ビニル管RR用) 径50	セット	5				
水道用RR 90度エルボ 50mm 耐衝撃性	個	1				
水道用RR 22度1/2エルボ 50mm 耐衝撃性	個	1				
耐衝撃性硬質塩化ビニル管(HI) 25A 定尺4m	本	1				
水道用耐衝撃性塩化ビニル管継手 HI I径 25	個	3				
ポリエチレン管 1種 軟質 水道用二層管 25mm	m	11				
ポリエチレン管継手 P.P. 材径 25	ヶ	2				
ポリエチレン管継手 P.P. 90° I径 25	ヶ	3				
水道用耐衝撃性塩化ビニル管継手 HI 金属入バルブソケット 25	個	1				
仕切弁ボックス(コンクリート製) 鉄蓋付16型	個	1				
スラブ 50型	個	1				



# 明細書

配管労務費（配水管）

（ 第2号 ）

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
（配水管）						
硬質塩化ビニル管据付工 呼び径50mm	m	71 42			1号 代価表	
硬質塩化ビニル管据付工 呼び径25mm	m	1 1			2号 代価表	
ビニル管切断工 呼び径50mm以下	□	1			3号 代価表	
RR継手工 離脱防止金具使用する 呼び径50mm以下	□	5			4号 代価表	
RR継手工 離脱防止金具使用しない 呼び径50mm以下	□	11			5号 代価表	
TS継手工 呼び径25mm	□	6			6号 代価表	
ポリイソブレン管据付工 呼び径25mm	m	1 1			7号 代価表	
ポリイソブレン管継手 呼び径25mm	□	8			8号 代価表	
埋設シート布設工	m	72 06			9号 代価表	
ロケティングワイヤ-取付工	m	72 56			10号 代価表	
ポリイソブレンスリーブ被覆工 50（継手他）	ヶ所	7			11号 代価表	
バルブ取付工 口径25mm	箇所	1			13号 代価表	
仕切弁BOX据付工 16型	ヶ所	1			14号 代価表	



# 明細書

( 第3号 )

土工費 (配水管)

名称・規格	単位	数量	単価	金額	摘要	備考
舗装版切断 アスファルト舗装版 Coなし As20cm迄	m	290 9			20号 代価表	
ハックの舗装版直接掘削・積込 舗装厚0cm超え10cm以下(山積0.13m <sup>3</sup> )	m <sup>2</sup>	87 3			21号 代価表	
管路掘削(床均・開所掘含む) 山積0.13m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	26 5			22号 代価表	
埋戻工 機械投入 ハックの山積0.13m <sup>3</sup> 砕石ダスト	m <sup>3</sup>	9 2			23号 代価表	
埋戻工 機械投入+締固め ハックの山積0.13m <sup>3</sup> RC-40	m <sup>3</sup>	12 7			24号 代価表	
路盤工 敷均・締固 1層12cm 施工幅 1.8m未満 M-30	m <sup>2</sup>	36 4			25号 代価表	
As人力舗装・表層工 瀝青材無 車道b<1.4m 厚30mm 再生密粒As	m <sup>2</sup>	36 4			26号 代価表	
As人力舗装・表層工 プライム砂無 車道b<1.4m 厚50mm 再生密粒As	m <sup>2</sup>	50 9			27号 代価表	
発生土処分工 タンク 2t BH0.13m <sup>3</sup> 7km 土砂 良好 DID無	m <sup>3</sup>	26 5			28号 代価表	
残土処理(As) 山積0.13m <sup>3</sup> 9km(2t運搬)	m <sup>3</sup>	3 64			29号 代価表	
諸 雑 費	式	1			調整金	
計						

# 明 細 書

( 第4号 )

材料費(給水管)

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
(給水管)						
サドル分水栓(ホ-ル式)VP用 50×25	ヶ	1				
サドル分水栓(ホ-ル式)VP用 50×20	ヶ	1				
耐衝撃性硬質塩ビ管(HI) 25A 定尺4m	本	20				
耐衝撃性硬質塩ビ管(HI) 20A 定尺4m	本	1				
水道用耐衝撃性塩ビ管継手 HI ソケット 25	個	19				
水道用耐衝撃性塩ビ管継手 HI ソケット 20	個	2				
水道用耐衝撃性塩ビ管継手 HI ソケット 25*20	個	1				
水道用耐衝撃性塩ビ管継手 HI ILホ 25	個	8				
水道用耐衝撃性塩ビ管継手 HI ILホ 20	個	2				
水道用耐衝撃性塩ビ管継手 HI 袋ナットソケット 25	個	1				
水道用耐衝撃性塩ビ管継手 HI 袋ナットソケット 20	個	3				
水道用耐衝撃性塩ビ管継手 HI 金属入ハルソケット 25	個	2				
伸縮直結止水栓(ホ-ル副栓付) 20×13	ヶ	2				



# 明 細 書

( 第5号 )

配管労務費（給水管）

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
(給水管)						
硬質塩化ビニル管据付工 呼び径25mm	m	78 7			2号 代価表	
硬質塩化ビニル管据付工 呼び径20mm	m	1 5			30号 代価表	
TS継手工 呼び径25mm	口	57			6号 代価表	
TS継手工 呼び径20mm	口	9			31号 代価表	
分水栓建込み（ホリリブ含む） 50× 25（ビニル管）	箇所	1			32号 代価表	
分水栓建込み（ホリリブ含む） 50× 20（ビニル管）	箇所	1			33号 代価表	
量水器BOX据付工 口径20mm	箇所	2			34号 代価表	
量水器BOX撤去工 口径20mm	箇所	2			35号 代価表	
止水栓取付工 VP用 口径20mm	箇所	2			37号 代価表	
埋設シート布設工	m	78 7			9号 代価表	
ケーシングワイヤ-取付工	m	80 2			10号 代価表	
バルブ取付工 口径25mm	箇所	1			13号 代価表	
仕切弁BOX据付工 16型	ヶ所	1			14号 代価表	



# 明 細 書

( 第6号 )

土工費 ( 給水管 )

名 称 ・ 規 格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要	備 考
舗装版切断 アスファルト舗装版 Coなし As20cm迄	m	256			20号 代価表	
ハックの舗装版直接掘削・積込 舗装厚0cm超え10cm以下(山積0.13m <sup>3</sup> )	m <sup>2</sup>	73 6			21号 代価表	
舗装版破碎・掘削・積込 大型フレカ As舗装版 t=15cm~40cm	m <sup>2</sup>	19 4			38号 代価表	
管路掘削(床均・開所掘含む) 山積0.13m <sup>3</sup>	m <sup>3</sup>	22 1			22号 代価表	
埋戻工 機械投入 ハックの山積0.13m <sup>3</sup> 砕石ダスト	m <sup>3</sup>	10			23号 代価表	
埋戻工 機械投入+締固め ハックの山積0.13m <sup>3</sup> RC-40	m <sup>3</sup>	10 2			24号 代価表	
路盤工 敷均・締固 1層12cm 施工幅 1.8m未満 M-30	m <sup>2</sup>	40 1			25号 代価表	
路盤工 敷均・締固 1層10cm 施工幅 1.8m以上 M-30	m <sup>2</sup>	6 5			39号 代価表	
路盤工 敷均・締固 1層5cm 施工幅 1.8m以上 M-30	m <sup>2</sup>	2 7			40号 代価表	
As人力舗装・表層工 瀝青材無 車道b<1.4m 厚30mm 再生密粒As	m <sup>2</sup>	40 1			26号 代価表	
As人力舗装・表層工 プライム砂無 車道b<1.4m 厚50mm 再生密粒As	m <sup>2</sup>	52 9			27号 代価表	
発生土処分工 タンク2t BH0.13m <sup>3</sup> 7km 土砂 良好 DID無	m <sup>3</sup>	22 1			28号 代価表	
残土処理(As) 山積0.13m <sup>3</sup> 9km(2t運搬)	m <sup>3</sup>	7 23			29号 代価表	
諸 雑 費	式	1			調整金	



- 請負者は、設計図書へ記載事項以外は、すべて「岡山県土木工事共通仕様書」(平成18年4月10日改訂)、「土木工事施工管理基準」、「備前市水道工事標準仕様書」、岡山県土木工事共通仕様書に添付の「土木工事安全施工技術指針」、「建設土木工事公衆災害防止対策要綱」、「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」、「道路工事現場における保安施設設置基準について」、「建設副産物適正処理推進要綱」及び「やさしい施工管理」(平成4年7月)により施工すること。
- 請負者は、交通禁止・規制をする場合には、監督員に申請書を提出し、所管の警察署に道路使用許可を提出すること。
- 請負者は、工事の施工に当たっては、地元関係者との紛争がないよう、請負者で責任をもって施工すること。
- 請負者は、設計図書、仕様書に明示のない事項、その内容に疑義を生じた場合及び設計図書と工事現場の状態が一致しない時は、直ちに監督員に連絡し、その指示を受けて施工すること。
- 面木の使用について

請負者は、コンクリート構造物の面木及び天端前面には、円形の物を使用すること。

6. 公共事業労務費調査に対する協力

本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、請負者は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

請負者は、調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。

請負者は、公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。

請負者は、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が、と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

7. 工事カルテ作成・登録について

請負者は、受注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員の確認を受けたうえで、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。(ただし、工事請負代金500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみとする。)また、(財)日本建設情報総合センターにフロッピーディスクにより提出するとともに、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出すること。

「CORINS」についての問い合わせ先

〒107-8416 東京都港区赤坂7丁目10番20号 アカサカセブンスアベニュービル2階  
(財)日本建設情報総合センター 研究2部 03-3584-2402

8. 施工体制台帳について

請負者は、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金額(当該下請契約が二以上あるときは、それらの請負代金の総額)が3,000万円以上になるときは、別に定める建設省令に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、別に定める様式により監督員に提出すること。

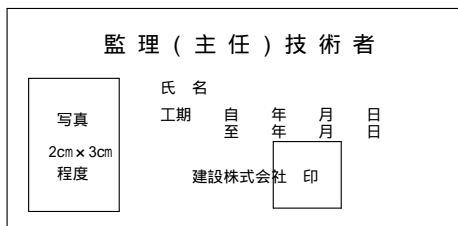
請負者は、示す建設省令の定めに従って、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事現場の見やすい場所に掲げなければならない。また、請負者は、施工体系図を別に定める様式により監督員に提出すること。

請負業者は別途技術者台帳を作成し整備するものとする。なお、技術者台帳には、元請の監理技術者および下請業者の主任技術者の顔写真、氏名、生年月日、所属会社名、専任・非専任の別を明確にし、施工体制台帳とともに、監督員に提出する。

9. 現場の管理

請負者は、工事現場内において、監理技術者、主任技術者(下請を含む)に工事名、工期、顔写真、所属会社名及び証明印の入った名札を着用するものとする。請負金額2,500万円以上については、必ず名札を着用するものとする。

【監理(主任)技術者】名札作成例



監理技術者・主任技術者どちらか

用紙の大きさは、名刺サイズ以上

所属会社の社員とする。

- 名札入れ(ビニールケース)に入れ着用する。
- 名札は作業の安全性を確保するように確実に固定のこと。

10. 建設副産物について

請負者は、建設副産物の発生量・処理状況及び再生資材等の利用状況把握に資するために、「公共建設副産物等実態調査(センサス)」の調査を作成することとする。提出先調査については、調査項目に該当する工事について規模によらず全て作成することとし、調査の作成については、調査データを「CREDA S」に入力し、作成したフロッピーディスクを工事完成後に監督員に提出する。また総量調査については、搬出先調査を行わなかった工事で、かつ、最終請負金額100万円以上の工事について作成することとし、「CREDA S」に付属している入力システムにデータを入力し、作成したフロッピーディスクを工事完成後に監督員に提出すること。

請負者は、1,000m<sup>3</sup>以上の土砂を搬入搬出、500トン以上の砕石を搬入、200トン以上の加熱アスファルト混合物の搬入、コンクリート塊等を200トン以上搬出する場合は、「再生資源利用促進法」(いわゆるリサイクル法)により計画書を作成し、監督員に提出すること。

再生資源利用計画書	再生資源利用促進計画書
次のような建設資材を搬入する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・1,000 以上 2. 砕石・・・・・・・・・・500 t以上 3. 加熱アスファルト混合物・・・・・・200 t以上	次のような指定副産物を搬出する建設工事 1. 土砂・・・・・・・・・・1,000 以上 2. コンクリート塊、 アスファルト・コンクリート塊 建設発生木材 建設汚泥、建設混合廃棄物 合計 200 t以上

建設汚泥、建設混合廃棄物については、リサイクル法で定められている品目ではないが、調査対象となる工事の中で、これらの品目が発生する場合には、併せて調査を実施すること。

11 工事中間検査

請負者は、請負代金額3,000万円以上の工事について、契約工期に基づく工期の中間に工事中間検査を受けるものとする。

12 安全訓練について

請負者は、現場における安全訓練として、労働安全衛生法に基づき行う日々の安全教育のほか、工事現場に即した安全・訓練等について、全ての作業員を対象に毎月1回半日以上頻度で実施するものとする。

請負者は、安全訓練等の実施に当たっては、「岡山県土木工事共通仕様書」第1-1-5 施工計画書の記載事項とし、実施項目を記載し、監督員に提出するものとする。

13 施工合理化調査について

本工事が施工合理化調査の対象となった場合は、該当工種の調査を行い監督員に提出しなければならない。なお、調査要領等については、監督員の指示によること。

14 その他

15 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）」について

備前市が発注する工事のうち、特定建設資材（コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリート、木材）を使用する工事、又は特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材）が発生する工事のうち工事請負代金額が500万円以上のものを「建設リサイクル推進工事（以下、「建設リサイクル推進工事」という。）」と位置づけ、建設リサイクル法施行令第2条第1項の規定による建設工場の規模に関する基準を満たさない工事についても、建設リサイクル法の規定を準用する（但し、罰則規定は除く）。

「推進工事」においては、建設リサイクル法第12条第1項に規定する説明事項（分別解体等の方法・解体工事に要する費用・再資源化等をするための施設の名称及び所在地・特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用）について、契約書を提出する前に別に定める「通知に係る事前説明事項」の書面を監督員に提出し協議すること。

上記の特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により許可を受けた収集運搬業者、処分業者に特定建設資材廃棄物の運搬、処理を委託する場合、委託先の業者からの見積書を提出すること。

「推進工事」の契約書8に掲げる「別紙のとおり」の「別紙」とは、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条の規定による書面」とする。

請負者は、「推進工事」において「建設業の許可票」若しくは「解体工事登録者票」の標識に下図ステッカーを貼付けしなければならない。

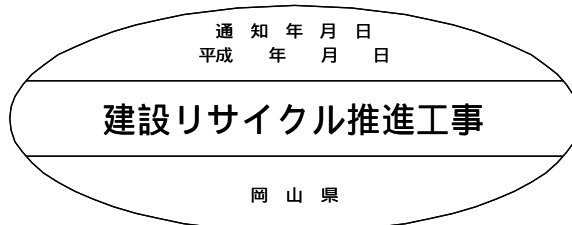
請負者は、「建設リサイクル推進工事」において監督員から建設リサイクル法第11条に規定される「通知」が完了した旨の回答があるまでの間、当該工事に着手してはならない。

請負者は、現契約が「建設リサイクル推進工事」以外の工事で、工事着事後、現場条件等により「建設リサイクル推進工事」となる場合は、監督員と速やかに協議し、と同様、監督員からの回答があるまでの間、当該工事に着手してはならない。

請負者は、「建設リサイクル推進工事」において、当初契約時に記載した再資源化等施設と異なる施設で再資源化等を行なう際には、監督員と協議を行わなければならない。

請負者は、「建設リサイクル推進工事」における特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、再資源化等報告書を監督員に提出しなければならない。

「建設リサイクル推進工事」（ステッカー）



注) 通知が終了後、市監督員が交付

# 特記仕様書

本工事の特記及び追加仕様事項は、下記の項目のうち、 のついた項目とする。

項目	印	特記仕様書
1 諸経費調整(近接工事)の取りいについて		<p>&lt;不良配水管改良工事(友延地区)&gt;工事(以下「当該工事」という。)の請負額は、当該工事の入札時に市が指定した下記の工事(以下「指定工事」という。)の請負人が当該工事についても請け負った場合には、指定工事のうち同一請負人となる工事と当該工事の設計額の合計額により定まる率によって算定した諸経費から、同一請負人となる指定工事に係る諸経費を控除した額をもって再計算し変更する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1.水道施設支障移転工事(下水道伊里処理分区第1工区) 2.水道施設支障移転工事(下水道伊里処理分区第9工区)</p>
2 工期設定について		<p>工期設定においては、雨天、休日等を見込み設定している。なお、休日等には日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇の他、作業期間内の全土曜日を見込んでいる。</p>
3 工事の着手について		<p>本工事においては、 日以内に現場工事(準備工を含む)を開始すること。</p>
4 施工計画書について		<p>本工事の施工計画書は、工事着手前までに提出をすること。</p>
5 公害対策関係について		<p>工事の施工にあたっては低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用するものとする。</p> <p>工事現場及び運搬路等については、粉塵により公衆に迷惑を及ぼすことのないよう十分注意するとともに、発生した場合には、責任を持ってその処理をおこなうこと。(散水防塵(1回/1日程度)を実施すること。)</p>
		<p>工事における河川(水路)断面内の作業により発生する濁り水等の流出を防ぐため、汚濁防止対策に万全を期すること。なお、その方法について監督員と協議すること。</p>
6 安全対策(交通規制)関係について		<p>本工事は終日全面通行止を予定している。</p> <p>本工事は終日片側交互通行を予定している。</p>
		<p>本工事の施工にあたっては、交通整理員を適切に配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、現場状況及び関係機関との調整により、これによりがたい場合は監督員と別途協議すること。</p>
		<p>本工事の施工にあたっては、工食用信号機を適切に配置し、一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、現場状況及び関係機関との調整等により、これによりがたい場合は監督員と別途協議すること。また、工事作業時間外においても工食用信号機により交通規制をする場合も同様とする。</p>
		<p>一般国道2号、一般国道374号、県道岡山赤穂線の交通整理を行う時は、交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定試験の合格者を1人以上配置することとし、その証明書の写しを提出すること。</p> <p>作業の実施上消去した区画線は、1日の工程終了後、速やかに「仮区画線」トラフィックペイント(常温式)等により原形に復旧したのち、交通解放しなければならない。</p>
7 工事における損失防止について		<p>工事施工において、必要な対策を講じずに既存構造物、若しくは運搬経路の補修が必要となった場合は、監督員と協議し責任を持って補修を行わなければならない。なお、その補修における経費は設計変更の対象としない。また、仮施設が必要な場合は監督員と協議すること。</p>
		<p>工事で設置する構造物について、必要な対策を講じずに、その物件を破損させた場合で、補修が適当でない判断される時は、強度、品質等構造物に特別の問題がなくとも再施工の対象となるので、十分注意すること。</p>
8 建設副産物関係について		<p>本工事の残土は、 市 地内(片道運搬距離 km)に、処分すること。</p>
		<p>本工事の残土は、片道運搬距離 7.0kmを想定し任意処分とする。</p>
		<p>本工事の任意処分における残土において、搬出、処分先が決定し次第監督員に報告するものとし、処分後には運搬経路図(運搬距離)及び処分状況写真を監督員に提出すること。</p>
9 工事支障物件等について		<p>本工事区間において、電力・通信施設、ガス、水道等の占用工事が予定されている。各占用事業者と十分調整を行い、工程に支障のないようにすること。</p>
		<p>本工事区域内には、工事に支障となる地下埋設物があるため、施工に当たっては、事前に監督員若しくは物件管理者に立会を求め、損傷を与えないよう配慮すること。なお、立会により、移設等が生じた場合には、支障物件の仮設工事若しくは、移設工事の完了を確認した後、十分に注意し施工すること。</p>
10 工程関係について 施工時間について		<p>本工事の施工時間は、 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 とする。</p>
		<p>本工事の施工にあたり、関係機関・自治体等から時間的制約条件を付された場合には、速やかに監督員と協議するものとする。</p>
		<p>&lt;水道施設支障移転工事(下水道伊里処理分区第1工区)&gt;工事(以下「当該工事」という。)は、市が指定した下記の工事(以下「指定工事」という。)について施行箇所が近接しているため、工程会議を行った後、その工程に従って工事を行うこと。また、交通体系を考慮して、工程調整を行う場合がある。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1.水道施設支障移転工事(下水道伊里処理分区第9工区) 2.伊里処理分区第27期汚水枝線(第1工区)整備工事 3.伊里汚水第1号幹線(第9工区)管渠築造工事 4.水道施設支障移転工事(下水道伊里処理分区第1工区)</p>
		<p>上記の指定工事以外に施工箇所が近接している工事が発注された場合は、工程会議を行った後、その工程に従って工事を行うこと。また、交通体系等を考慮して、工程調整を行う場合がある。</p>
11 家屋調査について		<p>本工事においては監督員が指示する家屋について事前調査を行うものとし、事後調査については別途協議を行うこととする。</p>
12 機械施工積算合理化調査について		<p>本工事において、 工の機械施工積算合理化調査を行い、監督員に提出すること。なお、調査要領等については、別途監督員が指示する。</p>
13 コンクリートの水セメント比について		<p>本工事に使用するコンクリートの水セメント比は、「岡山県土木工事共通仕様書」によらず、鉄筋コンクリートは5%以下、無筋構造物のコンクリートは6%以下とすること。</p>
14 使用する建設機械について		<p>本工事に使用する建設機械については設計図書にある機種、規格を想定しているが、止むを得ない事情により使用が出来ないまた、適当でない場合においては、監督員と協議すること。</p>
15 関係機関への諸手続について		<p>本工事に伴う関係機関への必要な諸手続は滞りなく行うこと。また、その費用については原則受注者の負担とする。</p>
16 仮設備(仮設道路含む)について		<p>工事区域の路面は、請負業者の責任において常に補修し、凸凹や亀裂等によって交通に支障を及ぼさないようにすること。</p> <p>歩行者用の仮歩道の幅員はW= mを確保するものとし、構造等の詳細については別途監督員と協議すること。</p>
17 用地関係について		
18 薬液注入関係について		
19 その他		<p>小規模工事(請負金額130万円未満)については、使用報告書・使用承認願いのカタログ添付を原則不要(表紙のみ)とする。なお、監督員がカタログの添付を指示した時は、カタログを添付することとする。</p>
		<p>ダクタイル鉄管(内面エポキシ樹脂粉体塗装)の切断を行う場合は、パイプ切断機又はダイヤモンドブレードを装着したエンジンカッターにより切断を行うこと。</p>
		<p>ダクタイル鉄管(内面エポキシ樹脂粉体塗装)について使用するポリエチレンスリーブは、粉体塗装管を用いること。</p> <p>本工事における石綿管の撤去は、石綿障害予防規則により特定化学物質等作業主任者技能講習(平成18.3.31以前)又は、石綿作業主任者技能講習を終了した者のうちから石綿作業主任者を選任し、同法令に基づき現場を管理しなければならない。</p> <p>本工事から発生する建設副産物(石綿管)は、赤磐市山手地内の最終処分場に搬入するものとする。なお、運搬に先立ち受入れ条件等を確認し、監督員に報告するものとする。</p>

# 総量調査票 - 公共工事(発注者用) -

表面

事務局で記入

整理番号

平成14年度に完成した「最終工事発注金額が百万円以上」の全工事について記入してください。

発注機関名	発注機関コード*1	部 課 係 名	記 入 者	TEL ( )
				内線 ( )
				FAX ( )

工事名(略称で可)	工事施工場所 最終工事発注金額(税込み)	工期	建築工事のみ		特 定 建 設 資 材 ( 搬 入 )													
			橋	延床面積	コンクリート		木		アスファルト混合物									
					新材	再生資材	新材	再生資材	新材	再生木材	新材	再生資材						
記入例	x 道路改良工事	平成12年4月5日 平成12年7月7日																
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		

- 構造
- 1. 鉄骨鉄筋コンクリート造
  - 2. 鉄筋コンクリート造
  - 3. 鉄骨造
  - 4. コンクリートブロック造
  - 5. 木造
  - 6. その他
- 用途
- 1. 居住専用
  - 2. 住居産業併用
  - 3. 事務所
  - 4. 店舗
  - 5. 工場・作業所
  - 6. 倉庫
  - 7. 学校
  - 8. 病院・診療所
  - 9. その他

購入土	そ の 他 の 建 設 資 材 ( 搬 入 )									
	土			砂			石			
	建設発生土		土質改良土	再生コンクリート砂		新材	再生砕石		鉱さい	
記入例	現場内利用 + 場外からの搬入	現場内利用 + 場外からの搬入	現場内利用 + 場外からの搬入	現場内利用 + 場外からの搬入	現場内利用 + 場外からの搬入	現場内利用 + 場外からの搬入	現場内利用 + 場外からの搬入	現場内利用 + 場外からの搬入	現場内利用 + 場外からの搬入	現場内利用 + 場外からの搬入
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										

裏面にも御記入ください

# 総量調査票 - 公共工事(発注者用) -

裏面

事務局で記入

整理番号

平成14年度に完成した「最終工事発注金額が百万円以上」の全工事について記入してください。

発注機関名	発注機関コード*1	部 課 係 名	記 入 者	TEL ( )
表面に記入してください				内線 ( )
				FAX ( )

記入例	特定建設資材廃棄物(発生・搬出)				建設副産物(発生・搬出)																
	コンクリート塊		建設発生木材 (木材が廃棄物になったもの)		アスファルト・コンクリート塊		建設発生木材 (伐木材、除根材など)		建設汚泥		建設混合廃棄物		金属くず		廃プラスチック		紙くず		アスベスト(飛散性)		
	発生量	場外搬出量	発生量	場外搬出量	発生量	場外搬出量	発生量	場外搬出量	発生量	場外搬出量	発生量	場外搬出量	発生量	場外搬出量	発生量	場外搬出量	発生量	場外搬出量	発生量	場外搬出量	
t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
1	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
2	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
3	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
4	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
5	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
6	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
7	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

記入例	建設発生土 (発生・搬出)	
	発生量	場外搬出量
地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>
1	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>
2	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>
3	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>
4	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>
5	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>
6	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>
7	地山 m <sup>3</sup>	地山 m <sup>3</sup>

様式1 再生資源利用計画書(実施書) - 建設資材搬入工事用 - 「建設リサイクルガイドライン」様式 -

1. 工事概要

発注機関名		発注機関コード*1	発注担当者チェック欄		請負会社名		請負会社コード*2		記入年月日		H. 年 月 日
			担当者	TEL ( )	建設業許可または 解体工事業登録		号		工事責任者		
					会社所在地		TEL	FAX	調査票記入者		
工事名		工事種別コード*3		請負金額	千 百 十 千 百 十 億 億 億 万 万 万 円 1万円未満四捨五入		左記金額のうち特定資材廃棄物の処理費用				
工事施工場所		都 道 市 区 府 県 町 村	住所コード*4	工期	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		千 百 十 千 百 十 萬 萬 萬 万 万 円 1万円未満四捨五入				
工事概要等		施工条件の内容 (再生資源の利用に関する特記事項等)									

表面

建築面積	延床面積	階数	地上 階	地下 階
構造	1.鉄骨鉄筋コンクリート造 (数字にをつける)	2.鉄筋コンクリート造 5.木造	3.鉄骨造	6.その他
用途	1.居住専用	2.居住産業併用	3.事務所	6.倉庫
	4.店舗	5.工場、作業所	7.学校	8.病院診療所
				9.その他

解体工事については、建築面積を御記入いただかなくても結構です。

2. 建設資材利用計画(実施)

注:コード\*5~9は下記欄外のコード表より数字を選んでください。

建設資材(新材を含む)				再生資材の供給元				再生資材の供給元場所住所				再生資源
分類	小分類 コード*5	規格	主な利用用途 コード*6	利用量(A)	再生資材の供給元施設、工事等の名称	供給元 種類 コード*7	施工条件 内容 コード*8	再生資材の供給元場所住所	住所 コード*9	再生資材の名称 コード*9	再生資材利用量(B)	利用率
											(注1)	B/A×100
特定建設資材	コンクリート			トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
木材	コンクリート及び鉄から成る建設資材			トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
その他の建設資材	アスファルト混合物			トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%
その他(再生資材のみ記入)	土砂			縮めm <sup>3</sup>							縮めm <sup>3</sup>	%
				縮めm <sup>3</sup>							縮めm <sup>3</sup>	%
				縮めm <sup>3</sup>							縮めm <sup>3</sup>	%
				縮めm <sup>3</sup>							縮めm <sup>3</sup>	%
	合計			縮めm <sup>3</sup>							縮めm <sup>3</sup>	%
その他(再生資材のみ記入)	砕石			m <sup>3</sup>							m <sup>3</sup>	%
				m <sup>3</sup>							m <sup>3</sup>	%
				m <sup>3</sup>							m <sup>3</sup>	%
				m <sup>3</sup>							m <sup>3</sup>	%
	合計			m <sup>3</sup>							m <sup>3</sup>	%
その他(再生資材のみ記入)	その他			トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
				トン							トン	%
	合計			トン							トン	%

コード\*5  
コンクリートについて  
1.生コン 2.無筋コンクリート二次製品 3.その他  
コンクリート及び鉄から成る建設資材について  
1.有筋コンクリート二次製品 2.その他  
木材について  
1.木材(ボード類を除く) 2.木質ボード  
アスファルト混合物について  
1.粗粒度アスコン 2.密粒度アスコン(開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む)  
3.細粒度アスコン 4.アスファルトモルタル  
5.加熱アスファルト安定処理路盤材  
土砂について  
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土  
4.第四種建設発生土 5.浚渫土 6.土質改良土  
7.建設汚泥改良土 8.再生コンクリート砂  
9.山砂、山土等の購入土、採取土  
砕石について  
1.クラッシャーラン 2.粒度調整砕石 3.鉱さい 4.単粒度砕石  
5.くり石、削くり石 6.その他  
その他について(再生資材の名称を具体的に記入)

コード\*6  
アスファルト混合物について  
1.表層 2.基層  
3.上層路盤 4.歩道  
5.その他(駐車場舗装、敷地内舗装等)  
土砂について  
1.道路路体 2.路床 3.河川築堤  
4.構造物等の裏込材、埋戻し用  
5.毛地造成用 6.水埋立用  
7.は場整備(農地整備)  
8.その他(具体的に記入)  
砕石について  
1.舗装の下層路盤材  
2.舗装の上層路盤材  
3.構造物の裏込材、基礎材  
4.その他(具体的に記入)  
その他について(利用用途を具体的に記入)

コード\*7  
再生資材の供給元について  
1.現場内利用  
2.他の工事現場(陸上)  
3.他の工事現場(海上)  
4.再資源化施設  
5.ストックヤード  
6.その他

コード\*8  
施工条件について  
1.再生材の利用の指示あり  
2.再生材の利用の指示なし

コード\*9  
コンクリートについて  
1.再生生コン 2.再生無筋コンクリート二次製品 3.その他  
コンクリート及び鉄から成る建設資材について  
1.再生有筋コンクリート二次製品 2.その他  
木材について  
1.再生木材(ボード類を除く) 2.再生木質ボード  
アスファルト混合物について  
1.再生粗粒度アスコン  
2.再生密粒度アスコン(開粒度及び改質アスファルトコンクリートを含む)  
3.再生細粒度アスコン 4.再生アスファルトモルタル  
5.再生加熱アスファルト安定処理路盤材  
土砂について  
1.第一種建設発生土 2.第二種建設発生土 3.第三種建設発生土  
4.第四種建設発生土 5.浚渫土 6.土質改良土  
7.建設汚泥改良土 8.再生コンクリート砂  
9.山砂、山土等の購入土、採取土  
砕石について  
1.再生クラッシャーラン 2.再生粒度調整砕石 3.鉱さい  
4.その他  
その他について(再生資材の名称を具体的に記入)

注1再生資材利用量について  
アスファルト混合物等で、利用した再生材(製品)の中に、新材が混入している場合であっても、新材混入分を含んだ再生資材(製品)の利用量を記入してください。

裏面にも御記入ください

# 様式2 再生資源利用促進計画書(実施書) - 建設副産物搬出工事用 -

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。

**裏面**

## 2. 建設副産物搬出計画(実施)

現場内利用の欄には、発生量のうち、現場内で利用したものについて御記入ください。

コード\*14(コード\*13で「7.内陸処分場」を選択した場合のみ記入)

1.山砂利等採取跡地 2.処分場の覆土 3.池沼等の水面埋立 4.谷地埋立 5.農地受入 6.その他

建設副産物の種類	発生量 (総計等) = + +	現場内利用・減量			現場外搬出について										再生資源利用促進率 (%)	
		現場内利用		減量化 減量化量 コード*11	搬出先名称		搬出先場所		現場外搬出量		再生資源利用促進量 (注2)					
		用途 コード*10	利用量 うち現場内改良分		区分 どこらかに 分けて下さい	施工条件の 内容 コード*12	住所コード *4	距離 コード*11	搬出先 の種類 コード*13	搬入用途 コード*14		現場内改良分				
特定建設資材廃棄物	コンクリート塊	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間	km					トン	トン	トン	%	
建設発生木材(木材が廃棄物になったもの)	建設発生木材	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間	km					トン	トン	トン	%	
	アスファルトコンクリート塊	トン	トン	トン	搬出先2	公共 民間	km					トン	トン	トン	%	
	建設発生木材(伐木材、除根材など)	トン	トン	トン	搬出先3	公共 民間	km					トン	トン	トン	%	
建設混合廃棄物	建設汚泥	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間	km					トン	トン	トン	%	
	金属くず	建設発生木材	トン	トン	トン	搬出先2	公共 民間	km					トン	トン	トン	%
		建設混合廃棄物	トン	トン	トン	搬出先3	公共 民間	km					トン	トン	トン	%
廃プラスチック		トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間	km					トン	トン	トン	%	
紙くず	紙くず	トン	トン	トン	搬出先2	公共 民間	km					トン	トン	トン	%	
	紙くず	トン	トン	トン	搬出先3	公共 民間	km					トン	トン	トン	%	
	紙くず	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間	km					トン	トン	トン	%	
その他の分別された廃棄物	紙くず	トン	トン	トン	搬出先2	公共 民間	km					トン	トン	トン	%	
	紙くず	トン	トン	トン	搬出先3	公共 民間	km					トン	トン	トン	%	
	紙くず	トン	トン	トン	搬出先1	公共 民間	km					トン	トン	トン	%	
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先2	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先3	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先2	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先3	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先2	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先3	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先2	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先3	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先2	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先3	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先2	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先3	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先2	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先3	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先2	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先3	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先2	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先3	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先2	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先3	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先2	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先3	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先2	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先3	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先2	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先3	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先2	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先3	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先2	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先3	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先2	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先3	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先2	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先3	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先2	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先3	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先2	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先3	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先1	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第二種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先2	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
	第三種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	搬出先3	公共 民間	km					地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>	%	
建設発生土	第一種建設発生土	地山m <sup>3</sup>	地山m <sup>3</sup>													

## 1 下請契約における発注者の指導について

- (1) この契約に係る工事的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は、下請契約における注文者・下請契約における受注者との合理化が図られるよう、「建設産業における生産システム合理化指針」の趣旨により、下請契約における受注者の適正な選定、合理的な下請契約の締結、請負代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、本指針の遵守に努めること。
- (2) 中小建設業者に対する取引条件の適正化及び資金繰りの安定化等に資するため、下請契約における注文者は、下請契約における受注者に対しては、発注者から受取った前払い金の均てん請負代金における現金比率の改善、手形期間の短縮等請負代金支払の適正化について配慮すること。

## 2 建設資材納入業者との契約について

- (1) この契約に係る建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害しないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- (2) 工事に要する資材の調達に当たり、県内産資材の購入及び県内取扱業者からの購入に努めること。

## 3 工事の安全確保について

この契約に係る工事中の事故防止（交通及び工事現場）について、特に留意すること。

## 4 ダンプトラック等による過積載の防止について

- (1) 工用資機材等の積載超過のないようにすること。
- (2) 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- (3) ダンプカーのさし枠装着車等による違法運行は行わないこと。

## 5 建設業退職金共済組合への加入等

- (1) 建設業者は、建設業退職金共済組合（以下「組合」という。）に加入するとともに、その建設業退職金共済組合制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。
- (2) 建設業者が下請契約を締結する際は、当該契約の受注者に対して、この制度の趣旨を説明し、掛金相当額を請負代金中に算入することにより、当該受注者の組合加入並びに証紙の購入及び貼付を促進すること。
- (3) 請負業者は、建設業退職金共済組合から工事現場に建設業退職金制度適用事業主の工事現場である旨を明示する標識の掲示について要請があった場合には、特別の事情がある場合を除き、これに協力すること。

## 6 建設業法等の遵守について

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）に違反する一括下請負、その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- (2) 建設業法第26条の規定により請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者（工事現場に常駐して専らその職務に従事する者で、請負業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る）を配置すること。
- (3) 請負業者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。
- (4) 上記(1)及び(2)及び(3)のほか、建設業法等に低触する行為は行わないこと。

## 7 建設業からの暴力団の排除の徹底について

工事の施工に際して、暴力団等からのあらゆる不正な要求に対し断固としてこれを拒否し、また被害に対しては、すみやかに警察に通報するとともに捜査上必要な協力を行うこと。

また、監督職員とも連絡を密にとり工程等被害が生じた場合は、協議を行うこと。

## 8 労働基準法の遵守

この契約に係る工事の施工にあたっては、労働基準法施行令改正の趣旨に則り、労働時間について遵守するよう努めなければならない。

また、工期設定においては、雨天、休祭日、官公庁の土曜閉庁日、工期が夏期にかかる場合は夏期休暇、工期が年末・年始にかかる場合は、年末年始休暇を考慮している。

不良配水管改良工事  
(友延地区)

配水管HIVP(RR) 50 L=71.42m  
ドレン管 25 P.P L=1.10m HIVP 25 L=1.10m  
給水管 13 2戸

数量計算書

上下水道部水道課







(本設) 土工集計表

種 別		水道施設支障移転工事(配水管)							
管種・口径・延長									
名 称	形 状 寸 法	単 位	設計書 採用値					備 考	
				配水管	本復旧				
<b>(単独掘削)</b>									
舗装切断工	t 20cm	m	290.9	145.440	145.440			(As舗装)	
舗装取壊工	t 10cm	m2	87.3	36.360	50.904			(As舗装) (V=0.1m3)	
舗装取壊工	t = 20cm	m2						ﾌﾞﾚｰｶ	
掘 削 工	(ㄥ・粘性土)	m3	26.5	25.809	0.727			(V=0.1m3)	
埋戻締固工	<管廻り> 砂・ﾀﾞｽﾄ	m3	9.2	9.233				(V=0.1m3)	
埋戻締固工	<管廻り> 砂・ﾀﾞｽﾄ	m3						人力	
埋戻締固工	機械 良質在土	m3						(V=0.1m3)	
埋戻締固工	機械 再生ｸﾞﾗｯｼﾞ-ﾗﾝ	m3	12.7	12.727				(V=0.1m3)	
埋戻締固工	人力 良質在土	m3							
掘 削 工	(床堀) (ㄥ・粘性土)	m3						人力	
路 盤 工	t=15cm 再生ｸﾞﾗｯｼﾞ-ﾗﾝ	m2							
路 盤 工	t=12cm 粒調碎石	m2	36.4	36.360					
路 盤 工	t=10cm 粒調碎石	m2							
路 盤 工	t=5cm 粒調碎石	m2							
仮復旧(市道) 舗 装 工	t=3cm W<1.4	m2	36.4	36.360				人力 (再生密As)	
本復旧(市道) 舗 装 工	t=4cm W<1.4	m2						人力 (再生密As)	
本復旧(市道) 舗 装 工	t=5cm W<1.4	m2	50.9		50.904			人力 (再生密As)	
本復旧(市道) 舗 装 工	t=5cm W<1.4	m2						人力 (再生密As)	
残土処理工	土砂掘削	m3	26.5	25.809	0.727			(V=0.1m3)	
残土処理工	土砂掘削	m3						人力	
残土処理工	Asｶﾞﾗ	m3	3.64	1.819	1.819			(V=0.1m3) (再生ﾌﾟﾗﾝﾄ)	
残土処理工	Asｶﾞﾗ	m3						人力	
<b>【土工延長】</b>									
・		m		71.42	71.42			管平面延長	
・		m						＃	
・		m						＃	
・		m						＃	
・		m		1.30	1.30			＃	

(本設) 土工集計表

種 別		水道施設支障移転工事(給水管)							
管種・口径・延長									
名 称	形 状 寸 法	単 位	設計書 採用値					備 考	
				給水管	本復旧				
<b>(単独掘削)</b>									
舗装切断工	t 20cm	m	256.0	128.000	128.000			(As舗装)	
舗装取壊工	t 10cm	m2	73.6	23.900	49.660			(As舗装) (V=0.1m3)	
舗装取壊工	t = 20cm	m2	19.4	16.200	3.240			ﾌﾞﾚｰｶ	
掘 削 工	(ㄥ・粘性土)	m3	22.1	21.295	0.802			(V=0.1m3)	
埋戻締固工	<管廻り> 砂・ﾀﾞｽﾄ	m3	10.0	10.025				(V=0.1m3)	
埋戻締固工	<管廻り> 砂・ﾀﾞｽﾄ	m3						人力	
埋戻締固工	機械 良質在土	m3						(V=0.1m3)	
埋戻締固工	機械 再生ｸﾞﾗｯｼﾞ-ﾗﾝ	m3	10.2	10.025	0.162			(V=0.1m3)	
埋戻締固工	人力 良質在土	m3							
掘 削 工	(床堀) (ㄥ・粘性土)	m3						人力	
路 盤 工	t=15cm 再生ｸﾞﾗｯｼﾞ-ﾗﾝ	m2							
路 盤 工	t=12cm 粒調碎石	m2	40.1	40.100					
路 盤 工	t=10cm 粒調碎石	m2	6.5		6.480				
路 盤 工	t=5cm 粒調碎石	m2	2.7		2.680				
仮復旧(市道) 舗装工	t=3cm W<1.4	m2	40.1	40.100				人力 (再生密As)	
本復旧(市道) 舗装工	t=4cm W<1.4	m2						人力 (再生密As)	
本復旧(市道) 舗装工	t=5cm W<1.4	m2	52.9		52.900			人力 (再生密As)	
本復旧(市道) 舗装工	t=5cm W<1.4	m2						人力 (再生密As)	
残土処理工	土砂掘削	m3	22.1	21.295	0.802			(V=0.1m3)	
残土処理工	土砂掘削	m3						人力	
残土処理工	Asｶﾞﾗ	m3	7.23	4.770	2.463			(V=0.1m3) (再生ﾌﾟﾗﾝﾄ)	
残土処理工	Asｶﾞﾗ	m3						人力	
<b>【土工延長】</b>									
・		m						管平面延長	
・		m		34.40	34.40			＼	
・		m		13.40	13.40			＼	
・		m		32.40	32.40			＼	
・		m							









1 m 当り 土 工 ・ 舗 装 本 復 旧 工



















